

令和2年5月15日

お客様各位

三菱ガス化学株式会社
機能化学品事業部門
脱酸素剤事業部
営業グループ



バリア袋の SDS について

SDS 制度とは、化学物質管理法（化管法）、毒物および劇物取締法（毒劇法）、労働安全衛生法（安衛法）の定めにより対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（SDS：Safety Data Sheet）を事前に提供することを義務づける制度です。

化管法 第一種指定化学物質、第二種指定化学物質

毒劇法 別表第1、第2 および毒物および劇物指定令第1条・第2条の記載物質

安衛法 施行令別表第3第1号、第9の記載物質

上記以外に、粉体・液体・気体の化学物質について取扱い上の危険性を周知徹底するために、製造者が自主的に作成する場合があります。

弊社のバリア袋は、上記に当てはまらず、かつ以下のような特性のため SDS を作成していません。

- ① 安衛法における除外規定「労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品」に該当する
- ② 食品包装に利用される原料・技術を基本としており、その構成原料は一般消費者が良く触れる機会のある極めて普遍的な物質である。

製品の構成につきましては技術資料にて開示しておりますので、販売店までお申し付け下さい。

本件に関するご質問は弊社営業グループまでご連絡ください。

TEL: 03-3283-4867（東京） 06-6372-1200（大阪）

以上